

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学会計規則（平成16年規則第7号。以下「規則」という。）に基づき、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における債権の管理の適正を期するため、その管理に関する事務処理について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「債権」とは、金銭の給付を目的とする法人の権利をいう。

2 この規程において「債権の管理」とは、法人が債権者として行うべき債権の保全、取立て、内容の変更及び消滅をいう。

(適用範囲)

第3条 債権の管理に関しては、他に特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

2 前項にかかわらず、次に掲げる債権については、適用しない。

- (1) 保管金となるべき金銭の給付を目的とする債権
- (2) 寄附金に係る債権

(債権管理事務の委任)

第4条 学長は、債権の管理に関する事務を規則第5条第1項に規定する出納命令役に行わせるものとする。

2 出納命令役は、必要があるときは、職員に債権の管理に関する事務の一部を行わせることができる。

第2章 債権の発生等

(債権の発生)

第5条 出納命令役は、法人に帰属すべき債権が発生したときは、遅滞なく、債務者の住所及び氏名、債権金額、履行期限その他必要な事項を調査し、確認の上、これを帳簿に記載しなければならない。ただし、発生と同時に収納により消滅する債権については、この限りではない。

2 前項に規定する事項について変更があった場合も、また同様とする。

(債権の発生通知)

第6条 出納命令役以外の者が収入の原因となる事象の発生を知った場合は、出納命令役にその旨を通知しなければならない。

(債務の履行請求)

第7条 出納命令役は、その所掌に属する債権について、履行を請求したときは、規則第5条第1項に規定する出納役に対して収納の命令をしなければならない。

(督促)

第8条 規則第21条に規定する督促は、督促状を債務者に送付することにより行うものとする。ただし、必要に応じ、口頭をもって履行の督促を行うことができる。

(履行期限の繰上げ)

第9条 出納命令役は、履行期限を繰り上げる必要が生じたときは、遅滞なく、出納役にその旨を通知しなければならない。

第3章 債権の管理

(債権の保全)

第10条 出納命令役は、債権を保全するため、債務者に対し、担保の提供又は保証人の保証を求め、若しくは必要に応じ増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更を求めなければならない。

(担保の保全及び保存)

第11条 出納命令役は、前条により担保が提供されたときは、遅滞なく、担保権の設定について、登記、登録その他の第三者に対抗することができる要件を備えるため必要な措置をとらなければならない。

2 出納命令役は、法人が債権者として占有すべき金銭以外の担保物を、善良な管理者の注意をもって保存しなければならない。

(不良債権の処理)

第12条 出納命令役は、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるときは、学長の承認を得て、これを不良債権とし、又はみなして、貸倒損失として整理することができる。

(1) 債務履行期限到来後3年(当該債権の消滅時効が3年より短いときはその年数)を経過し、かつ債務者の住所、居所が不明であるとき。

(2) 強制執行その他債権の取立てに要する費用が、当該債権の金額より高額であると認められるとき。

(3) 債務者が、破産免責によりその債務を免れたとき。

(4) その他債権の取立てが著しく困難であると学長が認めたとき。

2 出納命令役は、前項に規定する貸倒損失の処理を行う場合は、債権の状況、貸倒損失とせざるを得ない理由等を記した書面により、学長の承認を得なければならない。

(債権の消滅通知)

第13条 出納命令役以外の者が、その職務上債権が消滅したことを知ったときは、遅滞なく、その旨を出納命令役に通知しなければならない。

(相殺等)

第14条 出納命令役は、債権と相殺することができる債務がある場合には、次の各号に該当する場合に限り、債権と債務を相殺することができる。なお、この場合の相殺後の債権又は債務の残余については、この規程に基づき請求又は支払の手続を行うものとする。

(1) 附属病院収入の窓口における診療費請求と返還金を相殺する場合

(2) 法人の役員及び職員に対する給与の支払と返還金を相殺する場合

(3) その他学長が必要と認めた場合

第4章 債権の内容の変更、免除等

(履行延期の特約をすることができる場合)

第15条 出納命令役は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その履行期限を延長する特約(以下「履行延期の特約」という。)をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

(3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

(4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

(5) 貸付金に係る債権について、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があるこ

とその他特別の事情により、貸付金の回収が著しく困難であるとき。

- 2 出納命令役は、履行期限後においても、前項の規定により履行延期の特約をすることができる。この場合においては、既に発生した延滞金（履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金をいう。以下同じ。）に係る債権は、徴収すべきものとする。
- 3 出納命令役は、分割して弁済させることとなっているものにつき履行延期の特約をする場合において、特に必要があると認めるときは、当該履行期限後に弁済することとなっている金額に係る履行期限も併せて延長することができる。

（履行期限を延長する期間）

第16条 出納命令役は、履行延期の特約をする場合には、履行期限（履行期限後に履行延期の特約をする場合には、当該履行延期の特約をする日）から5年以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行延期の特約をすることを妨げない。

（履行延期の特約に係る措置）

第17条 出納命令役は、履行延期の特約をする場合には、担保を提供させ、かつ、利息を付するものとする。ただし、第15条第1項に該当する場合、当該債権が第19条第3項に規定する債権に該当する場合その他必要があると認める場合には、担保の提供を免除し、又は利息を付さないことができる。

（免除）

第18条 出納命令役は、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約をした場合は、最初に履行延期の特約をした日）から10年を経過した後において、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができることとなる見込みがないと認められる場合には、当該債権及びこれに係る延滞金及び利息を免除することができる。

- 2 前項の規定は、第15条第1項第5号に規定する理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。
- 3 出納命令役は、履行延期の特約をした債権につき延納利息（第15条本文の規定による利息をいう。以下同じ。）を付した場合において、債務者が当該債権の金額の全部に相当する金額をその延長された履行期限内に弁済したときは、当該債権及び延納利息については、債務者の資力の状況によりやむを得ない事情があると認められる場合に限り、当該延納利息の全部又は一部に相当する金額を免除することができる。

（延滞金に関する特則）

第19条 債権に係る延滞金は、履行期限内に弁済されなかった当該債権の金額が1,000円未満である場合には付さない。

- 2 債権及びこれに係る延滞金については、弁済金額の合計額が当該債権の金額の全部に相当する金額に達することとなった場合において、その時まで付される延滞金の額（その時まで徴収した金額を含む。以下この条において同じ。）が100円未満であるときは、当該延滞金の額に相当する金額を免除することができる。
- 3 法人の授業料に係る債権その他必要があると認める債権及びこれらに係る延滞金については、弁済金額の合計額が当該債権の金額の全部に相当する金額に達することとなった場合には、その時まで付される延滞金の額に相当する金額の全部又は一部を免除することができる。

第5章 債権に関する契約等の内容

（債権に関する契約等の内容）

第20条 規則第5条第1項に規定する契約担当役は、債権の発生の原因となる契約について、その内容を定めようとする場合には、次に掲げる事項について定めなければならない。

- (1) 債務者は、履行期限までに債務を履行しないときは、延滞金として一定の基準により計算した金額を法人に納付しなければならないこと。

- (2) 分割して弁済させることとなっている債権について、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。
- (3) 担保の付されている債権について、担保の価額が減少し、又は保証人を不適当とする事情が生じたときは、債務者は、法人の請求に応じ、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならないこと。
- (4) 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。
- (5) 債務者が前号に規定する事項についての定めに従わないときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。

(貸付金の使途の制限)

第21条 前条の場合において、当該債権が法人の貸付金（使途の特定しないものを除く。）に係るものであるときは、契約担当役は、同条各号に規定する事項のほか、債務者は当該貸付金を他の使途に使用してはならないこと又は当該貸付金を他の使途に使用する場合には、学長（その委任を受けた者を含む。）の承認を受けなければならないことを別に定めるものとする。

(補足)

第22条 契約担当役は、前二条の規定に定めるもののほか、必要な事項を別に定めることができる。

第6章 雑則

(端数処理)

第23条 債権及び債務の端数処理については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）に定める計算方法を準用し処理するものとする。ただし、外貨による場合及び法律、法人の内部規則又は契約に特別の定めがある場合は、この限りではない。

(雑則)

第24条 この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則(平成16年規程第52号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規程第46号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規程第40号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。